◆四日市市太陽光発電施設設置ガイドライン（令和6年度10月改訂版）
新旧対照表

ページ	旧	新
P.1	（記載なし）	さらに、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（以下、「再エネ特措法（FIT／FIP制度）」といいます。）の改正に伴い、再生可能エネルギー発電施設と地域の共生を図るため、関係法令や条例の違反等が判明した場合には、改善命令、認定の取消を可能とする新しい制度が、令和6年4月から適用されています。
P.2	※本ガイドライン施行以前に、FIT法に基づき事業計画の認定申請を行った施設及び改正前（H29.3.31以前）のFIT法に基づき設備の認定申請を行った施設についても、進捗状況等に応じ本ガイドラインの対象とします。	※本ガイドライン施行以前に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法及び再エネ特措法に基づき設備の認定を行った施設についても、進捗状況等に応じ本ガイドラインの対象とします。
P.2、P.7、P.12、P.13	特別措置法（FIT／FIP制度）	再エネ特措法（FIT／FIP制度）
P.4	（記載なし）	（1）土地及び周辺環境の調査、土地の選定、関係手続 ④　特に、再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請時点において、森林法の林地開発許可、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防三法（砂防法・地すべり等防止法、急傾斜地法）の許可を受けている必要があります。（国）
P.7	事業概要書は、再エネ特措法（FIT／FIP制度）に基づく事業計画の認定申請を行う前のなるべく早い段階で提出してください。	事業概要書は、再エネ特措法（FIT／FIP制度）に基づく事業計画の認定申請を行う前の早い段階で提出してください。
P.7～P.8	（記載なし）	（3）事業概要書の提出 事業概要書の提出時に、再エネ特措法（FIT／FIP制度）に基づく事業計画の認定申請を行う際に国に提出している「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続き状況報告書」の写しが用意できる場合は、併せて提出してください。
P.8	（記載なし）	（3）事業概要書の提出 なお、事業概要書の提出時に添付できない際は、別途提出可能となった段階で速やかに提出してください。
P.8	（記載なし）	（3）事業概要書の提出 また、森林法の林地開発許可、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防三法（砂防法・地すべり等防止法、急傾斜地法）における許可等の処分が必要な場合にあっては、当該許可等の処分を受けていることを示す書類が用意でき次第、速やかに提出してください。
P.8～P.9	（記載なし）	（4）「地域住民等への説明報告書」の提出 また、再エネ特措法施行規則第4条の2の3に規定する説明会又は事前周知措置を実施した場合に、国に提出している説明会概要報告書の写しが用意できる場合は、併せて提出してください。 なお、「地域住民等への説明報告書」の提出時に添付できない際は、別途提出可能となった段階で速やかに提出してください。
P.14	（記載なし）	事業概要書 〇再エネ特措法（FIT／FIP制度）に基づく事業計画の認定申請を行う際に国に提出しているエネルギー発電事業計画に係る関係法令手続き状況報告書の写しを添付してください。（★） ※★事業概要書の提出時に添付できない際は、別途提出可能となった段階で速やかに提出してください。
P.15	―	様式の変更（変更前、変更後を記載できるように）
P.16	（記載なし）	地域住民等への説明報告書 ※3再エネ特措法施行規則第4条の2の3に規定する説明会又は事前周知措置を実施した場合にあっては、国に提出している説明会概要報告書の写しを添付してください。本報告書の提出時に添付できない際は、別途提出可能となった段階で速やかに提出してください。
P.22	●消防法（四日市市火災予防条例） 発電事業の実施に際して、危険物に指定される物質を一定量を使用する場合、消防法に基づき事前に市の許可又は四日市市火災予防条例に基づく届出が必要です。また、4,800アンペアアワー・セル以上の蓄電池設備を設置する場合及び、全出力50キロワットを超える高圧又は特別高圧の変電設備を設置する場合は、四日市市火災予防条例に基づく届出が必要です。	●消防法（四日市市火災予防条例） 発電事業の実施に際して、危険物に指定される物質を一定量を使用する場合、消防法に基づき事前に市の許可又は四日市市火災予防条例に基づく届出が必要です。また、蓄電池容量が20キロワット時を超える蓄電池設備を設置する場合及び、全出力50キロワットを超える高圧又は特別高圧の変電設備を設置する場合は、四日市市火災予防条例に基づく届出が必要です。